



事務連絡  
令和8年1月30日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生労働省告示第61号)のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和8年3月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(令和6年3月5日保医発0305第10号)の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 139 点
- ロ 小白歯・前歯 86 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 21点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 2,562点
- (2) 4分の3冠 3,201点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 574点
    - b 複雑なもの 1,062点
  - ロ 5分の4冠 1,337点
  - ハ 全部金属冠 1,682点
- (2) 小白歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 391点
    - b 複雑なもの 778点
  - ロ 4分の3冠 961点
  - ハ 5分の4冠 961点
  - ニ 全部金属冠 1,204点

3 銀合金

- (1) 大白歯
  - イ インレー

a	単純なもの	36 点
b	複雑なもの	62 点
ロ	5分の4冠	80 点
ハ	全部金属冠	99 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	57 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	57 点
ニ	全部金属冠	72 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	961 点
(2)	小白歯	961 点
(3)	大白歯	1,337 点
2	銀合金	
(1)	前歯	57 点
(2)	小白歯	57 点
(3)	大白歯	80 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	574 点
ロ	小白歯・前歯	391 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	36 点
ロ	小白歯・前歯	22 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,500 点
2	銀合金を用いた場合	159 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,936点

ロ 小臼歯 1,459点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 76点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 1,164点

ロ 小臼歯 1,459点

ハ 大臼歯 1,936点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 97点

ロ 小臼歯 97点

ハ 大臼歯 97点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
3	3次元プリント有床義歯	
(1)	3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき）	6点
(2)	3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき）	203点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	3,055点
ロ	犬歯・小白歯	2,486点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大白歯	2,486点
ロ	犬歯・小白歯	1,909点
ハ	前歯（切歯）	1,470点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	1,548点
ロ	犬歯・小白歯	1,211点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大白歯	1,063点
ロ	犬歯・小白歯	924点
ハ	前歯（切歯）	857点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,438点
(2)	二腕鉤（レストつき）	1,111点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	429点
(2)	犬歯・小白歯	462点
(3)	大白歯	531点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小白歯	30点
(3)	大白歯	30点

M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板	
	（根面板の保険医療材料料（1歯につき））	
	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	1,062点
ロ	小白歯・前歯	778点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	62点
ロ	小白歯・前歯	46点
	（キーパー）	
	1個につき	233点
M023	バー（1個につき）	
1	鋳造バー	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	2,482点
(2)	鋳造用コバルトクロム合金	18点
2	屈曲バー	
	不銹鋼及び特殊鋼	30点
M030	有床義歯内面適合法	
	軟質材料を用いる場合（1顎につき）	
1	シリコーン系	166点
2	アクリル系	99点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>139点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>86点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,562点</u> (2) 4分の3冠 <u>3,201点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>574点</u> b 複雑なもの <u>1,062点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>110点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>68点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,129点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,660点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>457点</u> b 複雑なもの <u>845点</u>

ロ	5分の4冠	<u>1,337点</u>	ロ	5分の4冠	<u>1,063点</u>
ハ	全部金属冠	<u>1,682点</u>	ハ	全部金属冠	<u>1,338点</u>
(2)	小白歯・前歯		(2)	小白歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>391点</u>	a	単純なもの	<u>311点</u>
b	複雑なもの	<u>778点</u>	b	複雑なもの	<u>619点</u>
ロ	4分の3冠	<u>961点</u>	ロ	4分の3冠	<u>764点</u>
ハ	5分の4冠	<u>961点</u>	ハ	5分の4冠	<u>764点</u>
ニ	全部金属冠	<u>1,204点</u>	ニ	全部金属冠	<u>958点</u>
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大白歯		(1)	大白歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>36点</u>	a	単純なもの	<u>29点</u>
b	複雑なもの	<u>62点</u>	b	複雑なもの	<u>50点</u>
ロ	5分の4冠	<u>80点</u>	ロ	5分の4冠	<u>65点</u>
ハ	全部金属冠	<u>99点</u>	ハ	全部金属冠	<u>80点</u>
(2)	小白歯・前歯・乳歯		(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>22点</u>	a	単純なもの	<u>18点</u>
b	複雑なもの	<u>46点</u>	b	複雑なもの	<u>37点</u>
ロ	4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>57点</u>	ロ	4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46点</u>
ハ	5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>57点</u>	ハ	5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46点</u>
ニ	全部金属冠	<u>72点</u>	ニ	全部金属冠	<u>59点</u>
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠 (1歯につき)		M010-3	接着冠 (1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金12%以上)		1	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1)	前歯	<u>961点</u>	(1)	前歯	<u>764点</u>
(2)	小白歯	<u>961点</u>	(2)	小白歯	<u>764点</u>
(3)	大白歯	<u>1,337点</u>	(3)	大白歯	<u>1,063点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>57 点</u>	(1) 前歯	<u>46 点</u>
(2) 小臼歯	<u>57 点</u>	(2) 小臼歯	<u>46 点</u>
(3) 大臼歯	<u>80 点</u>	(3) 大臼歯	<u>65 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>574 点</u>	イ 大臼歯	<u>457 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>391 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>311 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>36 点</u>	イ 大臼歯	<u>29 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>22 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>18 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,500 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,193 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>159 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>129 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,936 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,541 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>76 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>63 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,164 点</u>	イ 前歯	<u>926 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,459 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,160 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,936 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,541 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>97 点</u>	イ 前歯	<u>80 点</u>
ロ 小臼歯	<u>97 点</u>	ロ 小臼歯	<u>80 点</u>
ハ 大臼歯	<u>97 点</u>	ハ 大臼歯	<u>80 点</u>
M017-2 (略)		M017-2 (略)	
M018 (略)		M018 (略)	
M019 (略)		M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>3,055 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>2,493 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,486 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,028 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>2,486 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,028 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,909 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,557 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,470 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,199 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,548 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,232 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,211 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>963 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,063 点</u>	イ 大臼歯	<u>846 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>924 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>735 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>857 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>682 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,438 点</u>	(1) 双子鉤	<u>1,175 点</u>

(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,111 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>908 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>429 点</u>	(1) 前歯	<u>341 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>462 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>368 点</u>
(3) 大白歯	<u>531 点</u>	(3) 大白歯	<u>423 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき))		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,062 点</u>	イ 大白歯	<u>845 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>778 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>619 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>62 点</u>	イ 大白歯	<u>50 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>46 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>37 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,482 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,975 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	